

納税ニュース

平成17年1月14日 第5号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

もうすぐ暦では春…… 確定申告の季節です！

確定申告の時期になりました。ここでは、確定申告の必要がある人と所得から差し引かれる控除の種類について紹介します。なお、申告日時・会場・申告方法など、詳しい内容は2月1日号の市報「かしま」をご覧ください。

平成17年1月1日現在の住所が鹿嶋市にあって、昨年1年間(平成16年1月1日から12月31日まで)に所得のあった人は、税(所得税・住民税)の申告をしなければなりません。

ただし、勤務先の給与から住民税が源泉徴収(天引き)されていて、その給与以外に所得がない場合は、原則として申告の必要はありません。また、所得税の申告をした人も重ねて住民税の申告をする必要はありません。

申告の必要があると思われる人

- 1 事業所得などがある人 商・工業や漁業、自由業などの自営業から生じる所得
- 2 農業所得がある人 農業から生じる所得
- 3 不動産所得がある人 土地や建物・駐車場などの貸付から生じる所得
- 4 雑所得がある人
国民年金・厚生年金、公務員の共済年金の公的年金などの所得
原稿料・公演料、互助年金などの所得
- 5 土地や建物などの譲渡所得がある人 土地・建物・ゴルフ会員権・漁業権・株式などによる所得
- 6 一時所得がある人 生命保険契約などに基づく一時金・賞金や懸賞当選金などの所得
- 7 利子 公社債・預金の利子などの所得
- 8 配当 法人から受ける利益の配当などの所得

知ってお得……各種所得控除には次の場合があります。

- 1 雑損控除 災害や盗難など
- 2 医療費控除 1年間に支払った医療費が、一定

額以上ある場合

- 3 社会保険料控除 国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・社会保険料を支払った場合
- 4 小規模企業共済控除 小規模共済法掛け金・心身障害者扶養共済制度掛け金など
- 5 生命保険料控除 生命保険・個人年金保険料の支払い額
- 6 損害保険料控除 火災保険料・損害保険料の支払い額
- 7 寄付金控除 国・地方公共団体・特定の政治献金などがある場合
- 8 老年者控除 65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の場合
- 9 寡婦・寡夫控除 寡婦または寡夫である場合(扶養あり)
- 10 勤労学生控除 勤労学生である場合
- 11 障害者控除 本人・控除対象配偶者・扶養親族に障がいがある人
- 12 配偶者控除 配偶者の所得が38万円(パートで働く場合は収入が103万円)以下の場合
- 13 配偶者特別控除 配偶者控除に該当しない配偶者(所得が380,001円～759,999円)
- 14 扶養控除 扶養親族がいる場合
- 15 基礎控除 所得税38万円・住民税33万円の控除

このうち、雑損控除、医療費控除、寄付金控除は、年末調整では適用されません。必ず確定申告をしてください。



農業所得を申告する皆さんへ

平成18年分(平成19年2月申告)より、今までの「経費目安割合」が廃止になります。専業農業の人、兼業農業の人、すべて「収支計算」(収入から必要経費を差し引いて計算する方法)が原則となりますので、ご注意ください。

**1月は国民健康保険税の納期です
納期限: 1月31日(月)**

特集

納期限を守りましょう...

納期内の納税にご協力をお願いします

もしも滞納してしまったら？

市税などを定められた納期限までに納めないことを滞納といいます。

滞納者には、督促状や催告書を送付したり、訪問したりしてできるだけ早い時期に納付するようお願いしています。

それでも、納付されない場合には、財産(給与、預貯金、不動産、電話加入権など)を差し押えるなどの滞納処分を行うことになります。

また、納期内に納付した人との公平性を保つため、別途に延滞金と督促手数料を納めなければなりません。



納期限後の納税には延滞金がかかります。

納期は税の種類によって年1回から7回に分けてありますが、市税を納期限後に納めると延滞金(年利14.6%)と督促手数料(1回につき80円)を別途に納めなければなりません。

また、「税金は年度末に一括して納める」という人もみられますが、納期限後納付になってしまいます。各納期内に納税するよう心がけましょう。

市税などの納付には便利な口座振替をお勧めします。

一度申し込みいただければ、指定した口座から自動的に納税する便利な制度です。ぜひご利用ください。

便利です!...納期ごとに金融機関などへお出かけいただく手間がなくなります。

確実です!...うっかり納め忘れることがなくなります。

安全です!...納税のために現金を持ち歩く必要がなくなります。

1月の休日納税相談と休日納税窓口 (毎月第4日曜日)

とき 1月23日(日)9:00~15:00

ところ 納税対策課(市役所1階)



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成17年5月中旬の予定です。